

定 款

株式会社 T K C

(令和4年12月16日変更)

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、株式会社TKCと称す。

英文では、TKC Corporationと表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営
3. 法律情報データベース・サービスの開発、保守及び販売
4. コンピュータ・ソフトウェアの開発、保守及び販売
5. インターネット・サービス・プロバイダとしての事業
6. クラウド・コンピューティング・サービス・プロバイダとしての事業
7. オフィス機器及び事務用品の開発、保守、販売及びリース
8. 会計事務所及びその関与先企業のための集金事務等の代行業務
9. 会計事務所及びその関与先企業に対する金銭の貸付並びに金銭貸借の斡旋
10. 会計事務所及びその関与先企業のための事業承継等に関するコンサルティング
11. 損害保険代理業
12. 銀行代理業及び電子決済等代行業
13. 上に付帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を栃木県宇都宮市に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故等により電子公告ができない場合、及びその他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式を有する株主の権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 次条に規定する請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第12条（株式取扱規定）

当社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。

第3章 株主総会

第13条（株主総会の招集）

当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。
- ③取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会の議長となる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（員数）

当社の取締役は、15名以内とする。

第20条（選任及び解任方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任及び解任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

④取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第21条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議により役付取締役若干名を定めることができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

③取締役会の議長は、取締役会で定める取締役会規定による。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

②当社は、会社法第370条に定める要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（取締役会規定）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規定による。

第27条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第28条（社外取締役の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間で、当該社外取締役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

第29条（員数）

当社の監査役は、7名以内とする。

第30条（選任方法）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

③会社法第329条第3項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

第31条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第32条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第34条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第35条（監査役会規定）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規定による。

第36条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の定めにより、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第37条（社外監査役の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間で、当該社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第38条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第39条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

第40条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

第41条（期末配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

第42条（中間配当の基準日）

当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる。

第43条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

②本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日又は株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。